

国有林の地域別の森林計画書

(北伊勢森林計画区)

計画期間 自 令和 3年 4月 1日
至 令和 13年 3月 31日

近畿中国森林管理局

ま　え　が　き

本計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、北伊勢森林計画区のうち林野庁所管の国有林について樹立した令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間を計画期間とする「国有林の地域別の森林計画」です。

この用紙は間伐材を活用しています。

北伊勢森林計画区の位置図



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計画課課長	里見昌記
流域管理指導官	植田修司
課長補佐	高井和巳
計画調整官	大井秀明
経営計画官	松村尚徳

2 樹立に従事した期間

自 令和2年4月1日

至 令和2年12月31日

目 次

I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
(1) 自然的条件	1
(2) 社会経済的背景	2
(3) 森林計画区における国有林の位置付け	2
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	3
(1) 伐採立木材積	3
(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	3
(3) 林道の開設又は拡張の数量	4
(4) 治山事業	4
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	4
II 計画事項	6
第 1 計画の対象とする森林の区域	6
第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
(1) 森林の整備及び保全の目標	7
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	7
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	10
2 その他必要な事項	10
第 3 森林の整備に関する事項	11
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	11
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	11
(2) 立木の標準伐期齢	13
(3) その他必要な事項	13
2 造林に関する事項	14
(1) 人工造林に関する基本的事項	14
(2) 天然更新に関する基本的事項	14
(3) その他必要な事項	15

3 間伐及び保育に関する事項	15
(1) 間伐の標準的な方法	15
(2) 保育の標準的な方法	16
(3) その他必要な事項	16
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	17
(2) その他必要な事項	18
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	18
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	18
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの 基本的な考え方	19
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	20
(4) その他必要な事項	20
6 森林施業の合理化に関する事項	20
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	20
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	21
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	21
(4) その他必要な事項	22
第4 森林の保全に関する事項	23
1 森林の土地の保全に関する事項	23
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	23
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその 搬出方法	23
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	23
(4) その他必要な事項	24
2 保安施設に関する事項	24
(1) 保安林の整備に関する事項	24
(2) 保安施設地区に関する事項	24
(3) 治山事業に関する事項	24
(4) その他必要な事項	25

3 鳥獣害の防止に関する事項	25
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針	25
(2) その他必要な事項	25
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	25
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	25
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	26
(3) 林野火災の予防の方針	26
(4) その他必要な事項	26
第5 計画量等	27
1 伐採立木材積	27
2 間伐面積	27
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	27
4 林道の開設又は拡張に関する計画	28
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	28
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	28
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	29
(3) 実施すべき治山事業の数量	29
第6 その他必要な事項	30
○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	30
(1) 法令により施業について制限を受けている森林	30
(2) 制限林の施業方法	31
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	34
かん 1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	34
2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	34
(1) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	34
(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	35
(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	35
別表2 鳥獣害防止森林区域	35

(附) 参 考 資 料

1 森林計画区の概要	37
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	37
(2) 地況	37
(3) 土地利用の現況	38
(4) 産業別生産額	39
(5) 産業別就業者数	40
2 森林の現況（国有林）	41
(1) 齢級別森林資源表	41
(2) 制限林普通林別森林資源表	46
(3) 市町村別森林資源表	47
(4) 制限林の種類別面積	49
(5) 樹種別材積表	51
(6) 荒廃地等の面積	51
(7) 森林の被害	52
(8) 防火線等の整備状況	52
3 林業の動向	53
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	53
(2) 林業事業体等の現況	54
(3) 林業労働力の概況	54
(4) 林業機械化の概況	55
(5) 作業路網等の整備の概況	56
4 前期計画の実行状況	57
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	57
(2) 間伐面積	57
(3) 人工造林・天然更新別面積	57
(4) 林道の開設又は拡張の数量	57
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	58
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	58
(1) 森林より森林以外への異動	58
(2) 森林以外より森林への異動	58
6 森林資源の推移	59
(1) 分期別伐採立木材積等	59
(2) 分期別期首資源表	60

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的条件

ア 位置及び面積

北伊勢森林計画区は、宮川広域流域に属し、三重県の北部から中部にかけて位置しており、北は岐阜県及び愛知県、西は滋賀県、奈良県及び伊賀森林計画区、南は南伊勢森林計画区に接し、東は伊勢湾に面しています。その区域面積は182千haで、三重県総面積の32%を占めています。

本計画区に包括される行政区域は、津市をはじめとする6市5町です。

国有林（国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める森林及び公有林野等官行造林地（計画対象外森林を除く。）。以下同じ。）は、北端の岐阜県境付近に1千haを超す団地があるほか、数十～数百haの団地が主に滋賀県境及び伊賀、南伊勢森林計画区界付近に点在しており、その面積は3千haです。

イ 地勢

北部は養老山地、西部は御在所山（1,212m）を擁する鈴鹿山脈及び笠取山（842m）等からなる布引山地、南部は三峰山（1,235m）等からなる高見山地が横たわり、これらの山地、山脈に囲まれるように伊勢平野が広がっています。

主な河川は、愛知県境付近に木曽川、長良川及び揖斐川が流れるほか、上記の山地、山脈を水源とした員弁川、三滝川、鈴鹿川、安濃川、雲出川等があり、これらの河川は伊勢平野を流下し、伊勢湾に注いでいます。

ウ 地質及び土壤

地質は、北部に秩父古生層が幅広く分布し、西部の山岳地帯には中生層、中央部の丘陵地帯には新第三紀層ないしは第四紀層が分布しています。

北部では砂岩、西部の山岳地帯では花崗岩が主な基岩で、これらの地域の土壤は、その風化土壤である礫質壤土又は埴壤土となっており、特に雲出川上流域では褐色森林土が発達しています。一方、中央部の丘陵地帯では第四紀層に移行するあたりから残積性土壤となり、地力の低下が見られます。

エ 気候

平成31年の気候は、北部（観測所：桑名）で年平均気温16.7℃、年降水量1,615mm、南部（観測所：津）で年平均気温16.9℃、年降水量1,630mmと比較的温和な気候です。冬季は、「鈴鹿おろし」と呼ばれる北西の季節風が、岐阜、滋賀県境に接する山地、山麓に降雪をもたらすとともに、伊勢平野を吹き渡り、伊勢湾に吹き抜けていきます。（平成31年気象庁資料）

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の状況

森林面積は81千haで、森林率は45%を占めており、三重県全体の64%と比べて低い割合となっています。（三重県平成30年度版森林・林業統計書）

イ 人口及び産業の状況

人口は、112.1万人で三重県総人口の62%となっています。

就業者数は54.0万人で産業別内訳は第1次産業が2%（12.1千人のうち林業就労者数225人）、第2次産業が34%、第3次産業が64%となっています。（平成27年国勢調査）

ウ 交通の状況

交通網は、JR関西本線、JR紀勢本線、JR名松線、近畿日本鉄道、三岐鉄道、養老鉄道、伊勢鉄道及び四日市あすなろう鉄道が計画区内を縦横に走っています。

自動車道は、東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、新名神高速道路、東海環状自動車道、名阪国道をはじめとして、国道1号、23号、25号、163号、164号、165号、258号、306号、365号、368号、421号、422号及び477号のほか、主要地方道、一般県道等が繋がり、これらの道路が地域の交通網を形成して、産業、経済活動の基盤となっています。

(3) 森林計画区における国有林の位置付け

国有林面積は3千haで、計画区の森林面積81千haの4%を占めています。

大部分の国有林は、養老山地、鈴鹿山脈、布引山地及び高見山地に分布しており、計画区内を流れる各河川の水源地となっています。また、鈴鹿山脈及び高見山地に位置する国有林は、急峻な地形であることから、水源涵養や国土保全等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしています。

なお、養老山地に位置する国有林では、岐阜県側も含めた周辺の民有林と合わせて、「森林共同施業団地」を設定し、効率的な路網整備、木材搬出など、民有林と国有林が連携・協調して森林施業に取り組んでいます。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

主伐は、一部の伐採を見送りましたが、材積が当初の見込みよりも増加した箇所があったため、ほぼ計画どおりの実績となりました。

間伐は、実行段階で現地を精査し、一部の箇所で実施を見送りましたが、材積が当初の見込みよりも増加した箇所があったため、計画を上回る実績となりました。

単位：材積 m³、実行歩合 %、面積 ha

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	18,630	<551> 54,523	(3,100) 73,153	18,420	<481> 69,980	(2,263) 88,400	99	<87> 128	(73) 121

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成28～31年度実績と令和2年度見込量の合計です。

3 <>は間伐面積です。

4 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林は、一部の主伐を見送ったこと等に伴い、計画を下回る実績となりました。

単位：面積 ha、実行歩合 %

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
101	28	28	101	28	28	—	—	—

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成28～31年度実績と令和2年度見込量の合計です。

3 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

(3) 林道の開設又は拡張の数量

開設は、ほぼ計画どおりの実績となりました。

拡張は、集中豪雨等による被災箇所での実施が増加したため、計画を上回る実績となりました。

単位：延長 km、箇所数 箇所、実行歩合 %

区分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	2.3	2.4	104	3	9	300
うち林業専用道	2.3	2.4	104	—	1	皆増

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成28～31年度実績と令和2年度見込量の合計です。

3 基幹路網とは、林道及び林業専用道を指します。

(4) 治山事業

保全施設は、未着手のため、計画を下回る実績となりました。

保安林の整備は、実行段階で現地を精査し、実施面積が増加したため、計画を上回る実績となりました。

単位：保全施設 地区、保安林の整備 ha、実行歩合 %

区分	計 画	実 行	実 行 步 合
保全施設	3	0	0
保安林の整備	54	87	161

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成28～31年度実績と令和2年度見込量の合計です。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画区の国有林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

また、本計画区の国有林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えています。

これらの森林資源を有効に利用しながら、計画的に再造成し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るために、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要があります。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件及び社会的条件、国民のニーズ等に

応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指します。

その際、すべての森林が多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めます。

この計画は、全国森林計画に即して、本計画区の国有林について、このような考え方に基づき自然条件、社会的条件、地域の動向、前計画の実行結果やその評価等を踏まえつつ、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにしたものです。

計画の実行に当たっては、民有林との連携のもと効率的な実行の確保が図られるよう努めます。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位 : ha

区分		総 数	国有林野	公有林野等 官行造林地
総 数		2,674.21	2,543.42	130.79
市 町 村 別 内 訳	津 市	602.55	530.20	72.35
	四日市市	308.08	308.08	—
	桑名市	88.67	88.67	—
	鈴鹿市	175.80	159.31	16.49
	亀山市	353.62	353.62	—
	いなべ市	1,069.56	1,027.61	41.95
	菰野町	75.93	75.93	—

注：1 本表の面積は令和2年3月31日現在の数値です。

- 2 本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林です。
- 3 森林計画図の縦覧場所

大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 近畿中国森林管理局

三重県亀山市本町1-7-13 三重森 林管 理署

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林G I Sの効果的な活用を図ります。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣対策、などの森林の保護、花粉発生源対策に関する取組を推進します。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を行います。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

山腹崩壊等により人命や人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊、その他山地災害の防備を図る必要のある森林、気象条件や地形条件等からみて飛砂、潮害、津波等の災害発生の危険度の高い森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を設置します。

また、災害発生の危険度の高い海岸林の適切な管理、保全、再生等を行います。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の

浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を実施します。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を行います。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、国民に憩いの場や学びの場、都市住民と山村との交流の場などを提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を行います。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

オ 文化機能

世界文化遺産、国宝、重要文化財、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を行います。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を行います。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林が多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な^{かくらん}攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指します。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する^{けいはん}渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮します。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備します。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を行います。また、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位：面積 ha、蓄積 m³/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林	1,778	1,690
	育成複層林	37	125
	天然生林	652	653
森林蓄積		239	239

注：1 育成单層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為※により成立させ維持される森林のことをいいます。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林が該当します。

2 育成複層林

森林を構成する林木を抾伐等により伐採し、複数の樹冠層※を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のことをいいます。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林が該当します。

3 天然生林

主として天然力※を活用することにより成立させ維持される森林（未立木地、竹林等を含む。）のことをいいます。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ・コメツガ等からなる森林が該当します。

※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うことです。「複数の樹冠層」とは、林齡や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるものといいます。「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することです。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採の標準的な方法は次のとおりとします。

ア 皆伐を行う森林

(ア) 皆伐新植を行う森林

a 対象森林

皆伐新植は、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術、森林被害の発生状況等からみて、人工林の造成が確実であり、かつ人工林施業による森林生産力の増大が十分期待できる森林について行います。

また、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて複層林の造成が確実であり、かつ複層林の造成による多様な木材の生産が期待される林分で、林道の整備状況等からみて複層林施業を行うことが適切な林分については当該施業を行います。

b 生産目標別の主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時に行います。本計画区における樹種別、生産目標別の主伐時期の目安は、次のとおりとします。

地区	樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安(年)
		生産目標	仕立方法	期待径級(cm)	
全 域	スギ	一般建築材	中仕立	20~24	40
		造作材	中仕立	46	120
	ヒノキ	一般建築材	中仕立	18~22	45
		造作材	中仕立	38	120

注：期待径級は、主伐の目安の林齢の胸高直径です。

c 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

(a) 国有林（公有林野等官行造林地を除く。）

〈1〉 1箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第3種特別地域は、おおむね5ha以下（ただし、1伐採箇所の面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等はその制限の範囲内とします。保安林における伐採年度当

たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とします。）。その他の制限林は、その制限の範囲内とします。制限林以外の森林にあっても、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図るため、1箇所当たりの伐採面積はおおむね5ha以下とします。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は、契約内容によることとします（法令等の制限がある場合は、その制限の範囲内とします。）。

〈2〉 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに新生林分の保護、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、主要な尾根、斜面中腹、溪流沿い、主要道沿線等に保護樹帯を積極的に設置します。特に水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林については、天然生広葉樹の育成等による針広混交林への誘導や林分のモザイク的配置を考慮します。また新生林分に接続して皆伐を行う場合は、原則として隣接の新生林分がおおむねうつ閉した後に行います。

なお、皆伐新植を予定する林分において、利用径級に達しない小径木の有用樹種で形質の優れているものが生育している場合は、伐採せずに残すように努めます。

〈3〉 人工造林による育成複層林施業を行う場合は、効率的に施業を実施するため、帯状又は群状伐採を基本としますが、立地条件、下層木の生育状況等の現地の実態に応じて単木伐採も行います。

複層伐（更新伐）は原則としてスギ、ヒノキともおおむね60年生の時期に行い、複層伐（終伐）はおおむね120年生の時期に行います。

複層伐（更新伐）の伐採率は、上木の50%を基準とします。また、更新伐を実施する10年程度前までに間伐を実施し、必要な密度管理を行います。

〈4〉 積雪量100～250cmの多雪地帯では、傾斜の変換点、局所的急峻地、岩石地、風衝地、雪崩箇所、崩壊地の周辺、雪庇発生箇所の立木は伐採せずに残しますが、利用価値の高いものは択伐します。

〈5〉 上記多雪地帯で、積雪の貫通行力による植栽木の引き抜けや倒伏等の被害が予想される箇所においては、必要に応じて防雪帯を設けます。

防雪帯は、斜面長40m以上の箇所においておおむね40mごとに幅20m程度としますが、できるだけ傾斜の変換点を選び、集材方法、地形などを勘案して防雪効果が効果的に確保できるよう設けます。なお、搬出上支障となる立木はなるべく1m以上の高さで伐倒し、防雪効果の維持に努めます。

(b) 公有林野等官行造林地

公有林野等官行造林地の伐採は、制限林にあってはその制限内容に従って行います。

(イ) 皆伐天然更新を行う森林

a 対象森林

皆伐天然更新は、アカマツ等の森林であって天然下種による更新が確実な林分及びクヌギ、コナラ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分において行います。

b 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

伐区の面積は皆伐新植に準ずるとともに、特に確実な更新を期するため、伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、伐採は、天然生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案し、適切な時期を選定して行います。

イ 拝伐を行う森林

拜伐を行う林分は、各種法令等により伐採の方法を拜伐と指定された林分であって、拜伐によって良好な天然下種更新が確実に図られる林分において行います。

伐採に当たっては、樹種構成、林木の生長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林型に誘導するよう配慮して拜伐率等を適切に定めます。

(2) 立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定めます。

単位：年

地 区	樹 种					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	カラマツ	クヌギ	その他の 広葉樹
全 域	40	45	35	35	10	15

(3) その他必要な事項

主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化を図ります。

また、歴史を未来につなぐ森林づくりとして、歴史的木造建築物の修復資材の供給や資源となる森林の育成に取り組みます。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適當である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行います。

更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽等に努めます。

また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めます。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、土壤、地形等の自然条件を適確に把握した上で、適地適木を原則とし、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ及びケヤキ、クヌギ等の価値の高い有用広葉樹の中から最も適合した樹種を選定します。複層林にあっては、原則としてスギ又はヒノキとします。

イ 人工造林の標準的な方法

スギ、ヒノキともヘクタール当たり2,000本を標準とします。複層林にあっては、群状又は帶状伐採区は、ヘクタール当たり2,000本を、単木伐採は、ヘクタール当たり1,000本を標準とします。

なお、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の使用に努めます。

地ごしらえは、地力維持に配慮し、植生、地形、気象等の立地条件と、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じた適切な方法を採用します。植栽木とともに生育が期待できる天然生稚幼樹は刈り払わずに残します。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては原則として2年以内とします。なお、伐採と造林を一貫して行う作業システムの導入に努めます。

(2) 天然更新に関する基本的事項

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行います。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新に係る補助作業の対象樹種は、既往の天然生有用広葉樹種の造林成績及び林産物の需要動向を勘案し、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、クヌギ、コナラ等とします。

イ 天然更新の標準的な方法

(ア) アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地で、かつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林が可能な箇所を選定し、母樹の保残に努め、伐採前の地ごしらえを行います。

天然更新補助作業は現地の実態に応じて必要な植込み、まき付けを行うほか、必要な稚樹の刈り出しを行います。

(イ) 広葉樹

伐採面積、母樹保残、側方天然下種における伐区の形状等を十分検討し、確実な稚樹の発生に必要な伐採方法を選定します。なお、発生した稚樹が少ない場合には天然更新補助作業として刈り出し等を行います。

有用広葉樹については、地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の適地を対象としてぼう芽による更新を図るため、天然更新補助作業として芽かき、刈り出し等を行います。

また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図ります。

(3) その他必要な事項

材質が堅く成長が早い早生樹について、関係機関との連携も図りつつ、試験植栽を行い技術開発を計画的に進めます。

3 間伐及び保育に関する事項

健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導に必要な間伐や保育を適確に実施します。

なお、実施に当たっては、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意します。

(1) 間伐の標準的な方法

林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態に応じて間伐を実施します。

実施時期は、樹冠がうつ閉したことにより、下層植生の一部が消失している若しくは消失するおそれのある場合又は林木相互間に競合による優劣が生じた時期とします。

保育間伐等定性間伐の選木については、間伐後の林木の質的向上と林分の健全性の保持を目的に、主として形質良好な上中層の林木を保残することとし、それ以外の形質不良木や形質良好であっても保残木の成長に影響する上層木等を選びます。

利用間伐では、効率的に間伐を実施するため、林木の生育状況や立地条件等を考慮の上、列状間伐を推進します。

間伐率は、35%（材積率）を上限とし、現地の実態に応じて決定します。

(2) 保育の標準的な方法

更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行います。

ア 下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行います。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。

イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行います。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成します。

ウ 鳥獣害防止対策

野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行います。

なお、植栽木等への被害が見込まれる場合は、植栽木等がニホンジカによる食害を防止できる樹高になるまで、有効な方法を実施します。

樹種	作業種	経過年数(年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ ヒノキ	下刈り						→									
	除伐								←							→
	鳥獣害 防止対策	←														

注：この表は、目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて行います。
複層林の下木の保育についても、表に準じて実施します。

(3) その他必要な事項

その他つる切り等の保育については、必要に応じて行います。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については別表1のとおり定めます。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めます。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等については例外的に単独で区分します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能、土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地については例外的に単独で区分します。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が定められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については例外的に単独で区分します。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

天然生林については、公益的機能発揮の持続的な維持・管理を必要とする森林を除き手を加えません。他の施業については次のとおりです。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育。）を図りつつ、根系の発達を確保します。

具体的には、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く。）を積極的に推進します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るべき森林の区域

a 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るべき森林施業を推進すべき森林

原則的に択伐による複層林施業を積極的に推進するほか、立地条件や国民のニーズに応じ、天然性広葉樹の育成等による針広混交の育成複層林への誘導を図ります。

b 快適な環境の形成機能の維持増進を図るべき森林

皆伐をしないことを前提として、立地条件や国民のニーズ等に応じ、森林構成の維持を基本とした択伐による複層林施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等に配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行います。

c 保健文化機能の維持増進を図るべき森林

郷土樹種を主体とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れ、択伐による複層林施業を行います。

(2) その他必要な事項

森林レクリエーション施設と一体となった広葉樹林等美しく快適な森林空間を創出するほか、地域住民と都市住民との連携による国民に開かれた里山林等の整備を推進します。

また、歴史的木造建築物等の周辺の森林については、それらの建物と一体となった森林環境の保全・造成を推進します。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。その際、(2)の効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合せて整備（既設路網の改良を含む。）します。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導

入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、発揮すべき機能を踏まえた森林ごとに、以下のとおりとします。

ア 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能

水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、林道の開設に伴う土砂の流出や崩壊を起こさないことを基本に、線形、規格を選定し必要な路網を整備します。ただし、山地災害の危険性が高い地域については、新たな林道等の開設を回避する等特段の配慮をします。

また、既路線においては、路面の洗掘等による土砂の流出が起こらないよう施設の整備を行います。

イ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能

保健・レクリエーション機能の発揮を求められる森林において、森林へのアクセス等に必要な路網の整備を行う場合には、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、森林作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択します。

また、快適環境形成機能、文化機能、生物多様性保全機能の発揮を求められる森林等景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とします。

○基幹路網の現状

単位：延長 km

区分	路線数	延長
基幹路網	11	48
うち林業専用道	1	5

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及・定着を図ることとし、繰り返しの間伐等継続的な施業が必要な育成单層林や育成複層林の対象地にあっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、下表を目安として林道及び森林作業道を整備するよう努めます。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m/ha

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

※出典：林野庁「路網・作業システム検討委員会最終取りまとめ」

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当ありません。

(4) その他必要な事項

土場、作業施設の整備に当たっては、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況等を総合的に勘案し、整備箇所の選定を適切に行います。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講じます。

なお、林道等路網の整備については、民有林と連携を図りながら一体的・効率的に推進します。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

地域における林業事業体の育成・強化に当たっては、事業規模の拡大、機械装備の充実等による経営体质の強化とともに、これを通じた林業労働者の就労条件の整備が課題となっています。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保、事業の計画的発注、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定

化を図るとともに、技術研修等の実施及び研修フィールドの提供等を通じ、機械化の促進に努めます。

さらに社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する指導の推進、労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備等により、林業労働者の就労条件の整備に努め、林業従事者の養成・確保を図ります。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

高性能林業機械の導入は、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであるとともに、労働生産性の向上、労働災害の減少、重筋労働からの解放による林業経営の合理化、林業事業体の体质強化及び林業労働者の確保を図る上で重要なポイントとなります。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保及び路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの普及・定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に寄与するよう努めます。

この場合、林業機械の導入に必要な路網の整備については、低コストで効率的な作業システムに対応し得るよう、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための路網への重点化を図ります。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用を促進するための施設の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や製材・合板工場、工務店等の連携による取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を通じて、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を大量に安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備を図るため、民有林と一体となって取組を推進します。

ア 木材の生産・流通の合理化

事業の発注見通し等を公表しつつ、民有林の関係者及び素材生産業者・流通業者と一体となって、森林計画区を単位とした計画的な木材生産や協調出材等により木材の产地・銘柄化を図るなど生産・流通の合理化に努めます。

イ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

広域原木流通協議会等を活用し、地域材の产地化などについて関係者の合意形成に努め、国有林及び民有林、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図ります。

ウ 国産材の安定供給体制の整備

森林吸収目標達成のために必要な間伐の適確な実施、国産材の利用拡大を軸とした林業及び木材産業の成長産業化に資するため、国有林と民有林関係者が連携して、間伐材の生産性向上を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を強力に推進します。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組みます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質変更に当たり、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地保全に留意すべき森林は、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び砂防指定地とします。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区は次のとおりです。

単位：ha

所 在		面 積	留意すべき事項
市 町 村	区 域		
津 市	12、316～324 ※齊藤康典 1 ※八ツ山自治・区長会 4、5	602.55	林地の適正な管理及び適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質変更に当たっては十分留意する。
四日市市	304～306	308.08	
桑 名 市	28、29	88.67	
鈴 鹿 市	307、308 ※伊船官行造林組合 1	175.80	
亀 山 市	19、301～303	353.62	
いなべ市	30～45 ※石榑四大字生産森林組合 1	1,069.56	
菰 野 町	21	75.93	
計		2,674.21	

注：※は公有林野等官行造林地です。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当ありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全、形

成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けます。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行います。また、土砂の流出や崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設や貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じます。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するための保安林として指定する必要がある森林について、適切に保安林を配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、適切な森林整備を実施することによりその保全を確保します。

(2) 保安施設地区に関する事項

保安林が指定されていない箇所で、水源のかん養、土砂の流出防備、土砂の崩壊防備、飛砂の防備、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備の目的を達成するため、森林の造成事業若しくは維持に必要な事業を行う必要があれば、保安施設地区に指定します。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るために、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方を立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び渓間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画

的に推進します。

また、流木対策としては、治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組みます。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講じます。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努めます。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定めます。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置等の植栽木の保護措置、現地調査等による森林のモニタリングの実施、わな捕獲（囲いわな、くくりわな、箱わな等によるものをいう。）、安全体制が確保された場合の銃による捕獲等による鳥獣害防止対策を推進します。

保護林においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進します。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めます。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。特に、松くい虫に

による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ります。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを見込みます。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進します。

特に、野生鳥獣による被害が深刻な森林については、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進します。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進します。

(4) その他必要な事項

山火事、病虫害、鳥獣害、風水害等の早期発見に重点を置くとともに、森林管理にも配慮した林野巡視に努めます。

また、森林の保護管理等を推進するため、地域の要望に基づく保安施設の整備や、啓発用の標識の設置等に努めます。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 : 千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	161	159	2	55	53	2	106	106	—
前半5カ年の計画量	(3) 71	71	—	33	33	—	37	37	—

注：1 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

2 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

2 間伐面積

単位 : ha

区分	間 伐 面 積
総 数	926
前半5カ年の計画量	342

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 : ha

区分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	185	51
前半5カ年の計画量	107	1

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位：延長 km、面積 ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 市町村	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ年 の 計画 箇所	対図 番号	備 考
開設	自動車道	林業専用道	いなべ市	登奈井尾林業専用道	(1) 1.50	62	○	①	
	計					(1) 1.50			
拡張	自動車道	林道	いなべ市	悟入谷林道	(4) 0.20		○	②	
	計					(4) 0.20			

注：（ ）は箇所数です。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

保 安 林 の 種 類	面 積	前半5カ年 の計画面積	備 考
保安林総数（実面積）	2,477	2,477	
水源かん養のための保安林	1,626	1,626	
災害防備のための保安林	851	851	
保健、風致の保存のための保安林	—	—	

注：総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがあります。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当ありません。

(3) 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当ありません。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当ありません。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 工 地 区 数	前 半 5 カ 年 の 計 画	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域				
津 市	320、322	2	2	本数調整伐	前期：34.33ha
合 計		2	2		

第6 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 法令により施業について制限を受けている森林

単位 : ha

種類	森林の所在		面積	備考
	市町村	区域		
水源かん養 保 安 林	津 市	12、316～324 ※齊藤康典 1 ※八ツ山自治・区長会 4、5	600.81	
	桑名市	28、29	76.74	
	いなべ市	30～45	885.97	
	菰野町	21	62.39	
土砂流出防備 保 安 林	四日市市	304～306	307.24	
	鈴鹿市	307、308 ※伊船官行造林組合 1	174.21	
	亀山市	301～303	327.87	
	いなべ市	※石榑四大字生産森林組合 1	41.95	
砂防指定地	津 市	322	1.29	
	四日市市	304～306	308.08	
	桑名市	28、29	88.67	
	鈴鹿市	307、308	159.31	
	亀山市	19、301～303	353.62	
	いなべ市	30～45	1,027.61	
	菰野町	21	75.93	

単位 : ha

種類	森林の所在		面積	備考
	市町村	区域		
国定公園 特別保護地区	四日市市	305、306	39.39	
	鈴鹿市	307、308	34.06	
国定公園 第2種特別地域	四日市市	304、305	132.73	
国定公園 第3種特別地域	津市	323、324	124.60	
	四日市市	305、306	135.96	
	鈴鹿市	307、308 ※伊船官行造林組合 1	141.74	
	亀山市	301～303	327.97	
	いなべ市	※石榑四大字生産森林組合 1	41.95	
	菰野町	21	38.30	

注：※は公有林野等官行造林地です。

(2) 制限林の施業方法

森林法、その他法令等により森林施業に制限のある森林は、それら法令等の目的達成に支障を及ぼさない範囲内で森林施業を行い、その種類ごとの伐採方法、更新方法及びその他施業に係る一般的な事項は、次のとおりとします。

ア 保安林

(ア) 伐採方法

a 主伐

(a) 伐採種

それぞれの保安林の指定施業要件に定める伐採種によることとします。

(b) 伐採することのできる立木の年齢

樹種別に本計画に定めた標準伐期齢以上とします。

(c) 皆伐する場合の制限

伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とし、伐採年度ごとに皆伐することのできる一箇所当たりの面積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定める面積以内とします。

(d) 拗伐する場合の制限

伐採年度ごとに拘伐することのできる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた拘伐率を乗じて算出した材積以内とします。

b 間伐

(a) 間伐することのできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

(b) 間伐することのできる材積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた伐採率により算出した材積以内とします。

なお、伐採により樹冠疎密度が10分の8を下がったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後に当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とします。

(イ) 更新

保安林の指定施業要件に植栽の指定がある場合は、植栽の方法、植栽期間、植栽樹種についてそれぞれ定められた内容の施業を行います。

イ 砂防指定地に係る森林

県知事の定める砂防指定地管理規則等の範囲内で施業を行います。

ウ 自然公園特別地域内の森林

自然公園特別地域内における森林施業に関する制限は、次のとおりです。

(ア) 特別保護地区

原則として立木の伐採や、その他植物の採取等は禁止されています。

ただし、次にあげる場合にあっては、必要最小限の伐採を行うことができます。

- a 災害または被害の予防及び防御のため必要のあるとき。
- b 学術研究または試験に供する必要があるとき。
- c 人工林または単層林に類する幼齢林において、保育のため必要のあるとき。
- d 景観の維持助長のため必要のあるとき。

(イ) 第2種特別地域

- a 第2種特別地域の森林施業は、拘伐法とします。

ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができます。

- b 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺は、原則として単木拘伐法によるものとします。

- c 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。

- d 拘伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。

- e 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めます。

- f 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。

- (a) 1伐区の面積は2ha以内とします。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す

場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。

- (b) 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。
この場合においても、伐区は努めて分散させます。

(ウ) 第 3 種特別地域

第 3 種特別地域の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業制限を設けません。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 : ha

区分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			2, 543. 42	
市 町 村 別 内 訳	津 市	12、316～324	530. 20	伐期の延長、 長伐期施業、 複層林施業（抾伐）、 複層林施業（抾伐以外）
	四日市市	304～306	308. 08	
	桑名市	28、29	88. 67	
	鈴鹿市	307、308	159. 31	
	亀山市	19、301～303	353. 62	
	いなべ市	30～45	1, 027. 61	
	菰野町	21	75. 93	

2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 : ha

区分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			775. 79	
市 町 村 別 内 訳	津 市	320、322、324	13. 24	複層林施業（抾伐）、 複層林施業（抾伐以外）
	四日市市	304～306	263. 99	
	鈴鹿市	307、308	151. 82	
	亀山市	301～303	327. 97	
	いなべ市	37、38	18. 77	

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当ありません。

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 : ha

区分		森林の区域	面積	施業方法
総 数				143. 16
市 町 村 別 内 訳	四日市市	305、306	39. 39	複層林施業（抾伐）
	鈴鹿市	307	7. 49	
	亀山市	19	25. 65	
	菰野町	21	70. 63	

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 : ha

区分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総 数				2, 648. 56
市 町 村 別 内 訳	津 市	ニホンジカ	12、316～324 ※齊藤康典 1 ※八ツ山自治・区長会 4、5	602. 55
	四日市市	ニホンジカ	304～306	308. 08
	桑名市	ニホンジカ	28、29	88. 67
	鈴鹿市	ニホンジカ	307、308 ※伊船官行造林組合 1	175. 80
	亀 山 市	ニホンジカ	301～303	327. 97
	いなべ市	ニホンジカ	30～45 ※石榑四大字生産森林組合 1	1, 069. 56
	菰 野 町	ニホンジカ	21	75. 93

注：※は公有林野等官行造林地です。

(附) 參 考 資 料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位：面積 ha、比率 %

区分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	181, 980	81, 232	2, 812	78, 420	44. 6	
市 町 村 別 内 訳	津 市	71, 119	41, 532	741	40, 792	58. 4
	四 日 市 市	20, 645	2, 806	308	2, 498	13. 6
	桑 名 市	13, 668	2, 960	89	2, 871	21. 7
	鈴 鹿 市	19, 446	3, 597	176	3, 421	18. 5
	亀 山 市	19, 104	12, 013	354	11, 659	62. 9
	い な べ 市	21, 983	12, 794	1, 070	11, 725	58. 2
	木 曽 岬 町	1, 574	—	—	—	—
	東 員 町	2, 268	154	—	154	6. 8
	菰 野 町	10, 701	5, 313	76	5, 237	49. 7
	朝 日 町	599	63	—	63	10. 5
	川 越 町	873	—	—	—	—

注：1 三重県森林・林業経営課資料によります。

2 国有林面積は、林野庁所管分のほか、他省庁所管分も含んでいます。

3 総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがあります。

(2) 地況

ア 気候

単位：気温 °C、年間降水量 mm

観 测 地	気 温			年間降水量	備 考
	最 高	最 低	年平均		
北 勢	—	—	—	2, 117	
桑 名	32. 3	0. 9	15. 8	1, 575	
四 日 市	30. 9	-0. 3	14. 8	1, 724	
亀 山	31. 3	-0. 1	14. 7	1, 831	
津	31. 2	1. 9	15. 9	1, 581	
白 山	—	—	—	1, 672	

注：1 気象庁統計情報の1981～2010年の平年値によります。

2 最高気温は1～12月の平均最高気温の平年値の中で最も高いものを指し、最低気温は1～12月の平均最低気温の平年値の中で最も低いものを指します。

イ 地勢

地形は、北には岐阜県との境でもある多度山（403m）や養老山が連なる養老山地があり、西には御在所岳（1,212m）を主峰とし、藤原岳や那須ヶ原山、尼ヶ岳など大小の山岳が連なる鈴鹿山脈、布引山地が海岸線に平行して背骨状に形成されています。この山岳地帯に源を発する多数の河川が、ほぼ並行して東へ流れて伊勢湾に注ぎ、海岸に沿って伊勢平野が広がっています。

主な河川は、北から、員弁川、朝明川、海蔵川、三滝川、鈴鹿川、安濃川、雲出川などで、最も長い員弁川、雲出川でも山頂から30～40km程度で伊勢湾に到達します。

ウ 地質、土壤等

地質は、北部に幅広く秩父古生層が分布し、西部山岳地帯には中生層が、中央部に展開する丘陵地帯には、新第三紀層ないし第四紀層が分布しています。

基岩は、北部は砂岩、西部山岳地帯は花崗岩が主で、その風化土壤は礫質壤土又は埴壤土であり、特に雲出川上流域には褐色森林土壤が発達し、スギ・ヒノキの適地となっています。

中央部の丘陵地帯は第四紀層に移行するあたりから、比較的淡色の残積性土壤となって地力が低下し、主にアカマツ林・広葉樹林が形成されています。

(3) 土地利用の現況

単位：面積 1,000ha

区分	総 数	山 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畠	総 数	うち宅地	
総 数	96.12	32.19	32.70	23.11	9.59	31.23	20.65	
市 町 村 別 内 訳	津 市	37.07	18.33	9.77	7.21	2.56	8.97	5.01
	四日市市	13.00	1.72	4.61	2.91	1.70	6.67	5.42
	桑名市	6.54	0.94	2.96	2.32	0.64	2.65	2.10
	鈴鹿市	12.72	1.33	6.46	3.93	2.53	4.93	3.43
	亀山市	9.00	4.50	2.32	1.60	0.73	2.17	1.23
	いなべ市	9.67	3.92	2.97	2.27	0.70	2.78	1.46
	木曽岬町	0.70	0.00	0.52	0.48	0.05	0.17	0.15
	東員町	1.48	0.09	0.72	0.60	0.12	0.67	0.49
	菰野町	4.97	1.31	2.12	1.61	0.51	1.54	0.85
	朝日町	0.42	0.06	0.15	0.11	0.04	0.22	0.19
	川越町	0.56	0.00	0.10	0.08	0.02	0.46	0.33

注：1 令和2年刊三重県統計書によります。

2 総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがあります。

(4) 産業別生産額

単位：金額 百万円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
三重県	8,227,235	90,317	59,345	4,228	26,744	3,555,649	4,606,197
北伊勢森林計画区	5,773,064	36,006	32,169	980	2,857	2,688,691	3,065,857
市町村別内訳	津市	1,212,346	11,206	9,746	541	919	284,590
	四日市市	2,171,087	5,075	4,762	27	286	1,170,583
	桑名市	516,825	2,339	1,745	65	529	194,913
	鈴鹿市	698,075	10,604	9,492	147	965	301,985
	亀山市	290,274	1,686	1,570	116	0	182,305
	いなべ市	437,961	1,904	1,837	64	3	351,279
	木曽岬町	35,056	1,477	1,339	0	138	15,617
	東員町	92,498	604	602	1	1	46,090
	菰野町	149,860	922	887	19	16	77,914
	朝日町	54,105	122	122	0	0	38,478
	川越町	114,977	67	67	0	0	24,937
注：1 平成29年度三重県の市町民経済計算によります。							
2 総生産額は、第1次産業から第3次産業までの合計額から、輸入品に課される税・関税等を除いています。							

(5) 産業別就業者数

単位：人數 人

区分	総 数	第 1 次 産 業				第2次 産 業	第3次 産 業	
		計	農 業	林 業	水産業			
三 重 県	872,773	31,229	24,371	1,016	5,842	270,322	571,222	
北伊勢森林計画区	540,427	12,116	11,317	225	574	176,123	352,188	
市 町 村 別 内 訳	津 市	131,591	3,585	3,366	111	108	33,654	94,352
	四日市市	148,914	2,038	1,967	12	59	49,713	97,163
	桑 名 市	69,481	1,365	1,129	8	228	22,569	45,547
	鈴 鹿 市	94,353	2,773	2,630	9	134	32,574	59,006
	亀 山 市	24,334	717	677	40	0	9,150	14,467
	いなべ市	23,736	527	502	24	1	10,886	12,323
	木曾岬町	3,509	398	361	0	37	1,141	1,970
	東 員 町	12,409	138	136	1	1	4,651	7,620
	菰 野 町	19,652	469	449	18	2	7,291	11,892
	朝 日 町	4,839	47	45	2	0	1,732	3,060
	川 越 町	7,609	59	55	0	4	2,762	4,788

注：1 平成27年国勢調査によります。

2 総数は、第1次産業から第3次産業までの合計に、分類不能の産業を加えています。

2 森林の現況（国有林）
(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積
総数	2, 674.21	589	9	49.35			13.27			4.37			11.50			1
総数	2, 467.51	589	9	49.35			13.27			4.37			11.50			1
針 広	1, 717.39	500	8	49.35			12.09			3.97			8.58			1
総数	750.12	90	1				1.18			0.40			2.92			
針 広	1, 803.30	510	9	49.35			13.27			4.37			11.11			1
総数	1, 658.18	490	8	49.35			12.09			3.97			8.58			1
育成林	145.12	21					1.18			0.40			2.53			
総数	1, 765.89	499	8	17.98			13.27			1.49			11.11			1
針 広	1, 620.77	478	8	17.98			12.09			1.09			8.58			1
人工林	145.12	20					1.18			0.40			2.53			
育成林	(37.41)															
総数	37.41															
針 広	37.41	11		31.37												
総数	664.21	79	1													
針 広	59.21	10														0.39
育成林	605.00	69	1													0.39
総数	12.38	1														
針 広	4.14															
天然林	8.24	1														
育成林	651.83	78	1													0.39
総数	55.07	10														
針 広	596.76	68	1													0.39
竹林																
無立木地	206.70															

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。
3 ()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積 ha、材積 立木は千m³ 立竹は千束、成長量 千m³

区分	5齢級			6齢級			7齢級			8齢級			9齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量									
総数	25.21	2		52.55	8		92.17	19		91.71	23		119.37	30	1
総数 針 広	25.21	2		52.55	8		92.17	19		91.71	23		119.37	30	1
総数	21.38	2		48.78	8		84.84	18		86.70	22		117.37	30	1
総数 針 広	21.36	2		47.92	7		85.12	18		90.89	22		119.37	30	1
育成林	3.61			1.20			82.72	17		86.62	22		117.37	30	1
育成林 单層 複層 成林	24.97	2		45.96	7		85.12	18		90.89	22		119.37	30	1
人工林	21.36	2		44.76	7		82.72	17		86.62	22		117.37	30	1
育成林 单層 複層 成林	3.61			1.20			2.40			4.27	1		2.00		
立木地															
総数 針 広															
育成林	0.24			3.43			7.05	1		0.82					
育成林 单層 複層 天然林	0.02			0.86			2.12			0.08					
天然林	0.22			2.57			4.93			0.74					
育成林 单層 複層 天然林							0.30			0.82					
育成林							0.15			0.08					
育成林 天然林							0.15			0.74					
天然林	0.24			3.43			6.75	1							
天然林 竹林 無立木地	0.02			0.86			1.97								
竹林	0.22			2.57			4.78								
竹林 無立木地															

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積 ha、材積 立木は千m³ 立竹は千束、成長量 千m³

区分	10 歳級			11 歳級			12 歳級			13 歳級			14 歳級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	157.55	43	1	305.09	101	2	377.67	117	2	527.22	139	2	203.07	42	
人工林	総数 針 広	157.55 42 9.30	43 1 1	305.09 289.88 15.21	101 99 2	2 2 2	377.67 333.74 42.93	117 112 6	2 1 6	527.22 329.57 197.65	139 113 26	2 1 26	203.07 107.32 95.75	42 33 9	
	総数 針 広	151.80 42 4.06	43 1 1	296.66 288.89 7.77	100 99 1	2 2 1	361.40 330.90 30.50	116 111 4	2 1 4	392.02 325.97 66.05	123 112 111	1 1 1	103.68 103.13 103.68	33 31 31	
	育成林 育成林 育成林 育成林	151.80 147.74 4.06 総数 針 広	43 42 1 1	296.66 288.89 7.77 7.77	100 99 1 1	2 2 1 1	361.40 330.90 30.50 30.50	108 104 4 4	1 1 4 4	392.02 325.97 66.05 66.05	123 112 111 111	1 1 1 1	103.68 103.13 103.55 103.55	31 29 2 2	
	(22.96)			(22.96)			(22.96)			(8.41)			(8.41)		
立木地	立木地	立木地	立木地	立木地	立木地	立木地	立木地	立木地	立木地	立木地	立木地	立木地	立木地	立木地	立木地
無立木地	無立木地	無立木地	無立木地	無立木地	無立木地	無立木地	無立木地	無立木地	無立木地	無立木地	無立木地	無立木地	無立木地	無立木地	無立木地

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。
3 ()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分	15齡級			16齡級			17齡級			18齡級			19齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	41.06	8		78.42	14		72.47	9		67.69	9		92.92	8	
総数 針	41.06	8		78.42	14		72.47	9		67.69	9		92.92	8	
広	13.34	3		8.25	3		3.41	2		11.95	3		1.48		
総数 針	27.72	5		70.17	11		69.06	7		55.74	6		91.44	8	
広	9.40	3		7.71	3		4.31	2		7.99	3				
育单層成林	9.40	3		6.25	2		3.41	2		7.97	3				
人工林	育成林 総数 針	9.40		1.46			0.90			0.02					
育成林 広															
育复層成林	育成林 総数 針														
育复層成林 広															
立木地	立木地 総数 針						(1.90)			(1.50)					
立木地 広															
天然林	育单層成林 総数 針														
天然林	育复層成林 総数 針														
天然生林	天然生林 総数 針														
竹林	竹林														
無立木地	無立木地														

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。
3 ()は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。

区分	20歳級			21歳級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	55.18	9		29.67	7	
総数	55.18	9		29.67	7	
針	18.06	5		19.08	5	
広	37.12	5		10.59	2	
総数				20.76	5	
針				17.54	5	
広				3.22		
育成林				20.76	5	
単層林				17.54	5	
複層林				3.22		
人工林				(2.64)		
育成林						
総数						
針						
広						
総数	55.18	9		8.91	2	
針	18.06	5		1.54		
広	37.12	5		7.37	1	
育成林						
総数						
針						
広						
総数						
針						
広						
育成林						
総数						
針						
広						
天然林						
育成林						
総数						
針						
広						
総数	55.18	9		8.91	2	
針	18.06	5		1.54		
広	37.12	5		7.37	1	
天然生林						
総数						
針						
広						
竹林						
無立木地						

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。
3 ()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分	立木地					無立木地等				計
	人工林		天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	
	育成単層林	育成複層林	育成単層林	育成複層林	天然生林	計				
制限林 材積	針 面積	1,620.77 145.12	37.41 145.12	1,658.18 8.24	4.14	55.07 596.76	59.21 605.00	1,717.39 750.12		
	計 面積	1,765.89	37.41	1,803.30	12.38	651.83	664.21	2,467.51	8.37	0.58
	針 面積	478.270	11,373	489,643	229	9,799	10,028	499,671		
	成長量 面積	20,483	147	20,630	565	68,484	69,049	89,679		
	計 面積	498.753	11,520	510,273	794	78,283	79,077	589,350		
普通林 材積	針 面積	8,169.2	167.6	8,336.8	3.2	75.3	78.5	8,415.3		
	成長量 面積	314.1	1.1	315.2	12.6	675.0	687.6	1,002.8		
	計 面積	8,483.3	168.7	8,652.0	15.8	750.3	766.1	9,418.1		
	針 面積									
	計 面積								1.74	1.74
普通林 成長量	針 面積									
	計 面積									
	針 面積									
	計 面積									
	成長量 面積									
計 材積	針 面積	1,620.77	37.41	1,658.18	4.14	55.07	59.21	1,717.39		
	成長量 面積	145.12	145.12	8.24		596.76	605.00	750.12		
	計 面積	1,765.89	37.41	1,803.30	12.38	651.83	664.21	2,467.51	8.37	0.58
	針 面積	478.270	11,373	489,643	229	9,799	10,028	499,671		
	成長量 面積	20,483	147	20,630	565	68,484	69,049	89,679		
計 成長量	針 面積	498.753	11,520	510,273	794	78,283	79,077	589,350		
	針 面積	8,169.2	167.6	8,336.8	3.2	75.3	78.5	8,415.3		
	成長量 面積	314.1	1.1	315.2	12.6	675.0	687.6	1,002.8		
	計 成長量	8,483.3	168.7	8,652.0	15.8	750.3	766.1	9,418.1		
	計 材積									

注 : 1 人工林及び天然林のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。
2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれません。

(3) 市町村別森林資源表

市町村	区分	人工林			天然林			立木地			無立木地等			計
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	天然生林	竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植地	予定地	
津市	面積	針	380.06	380.06	0.12	8.90	9.02	389.08						
		広	46.71	46.71	1.04	150.21	151.25	197.96						
	計	426.77		426.77	1.16	159.11	160.27	587.04		0.58		14.93	15.51	602.55
	材積	針	120.487	120.487	18	1,498	1,516	122.003						122.003
		広	6.508	6.508	157	27.365	27.522	34.030						34.030
	計	126.995		126.995	175	28.863	29.038	156.033						156.033
四日市市	成長量	針	1,522.6	1,522.6	0.3	9.7	10.0	1,532.6						1,532.6
		広	88.9	88.9	3.5	293.7	297.2	386.1						386.1
	計	1,611.5		1,611.5	3.8	303.4	307.2	1,918.7						1,918.7
	面積	針	72.16	72.16		4.76	4.76	76.92						
		広	8.83	8.83		185.68	185.68	194.51						
	計	80.99		80.99		190.44	190.44	271.43						
桑名市	面積	針	26.609	26.609		629	629	27.238						27.238
		広	1.238	1.238		18.006	18.006	19.244						19.244
	計	27.847		27.847		18.635	18.635	46.482						46.482
	成長量	針	348.0	348.0		2.5	2.5	350.5						350.5
		広	17.9	17.9		137.4	137.4	155.3						155.3
	計	365.9		365.9		139.9	139.9	505.8						505.8
鈴鹿市	面積	針	77.26	77.26		0.51	0.51	77.77						
		広				1.21	1.21	1.21						
	計	77.26		77.26		1.72	1.72	78.98		5.31		4.38	9.69	88.67
	成長量	針	18.526	18.526		69	69	18.595						18.595
		広				141	141	141						141
	計	18.526		18.526		210	210	18.736						18.736
	面積	針	370.6	370.6		1.1	1.1	371.7						371.7
		広				2.5	2.5	2.5						2.5
	計	370.6		370.6		3.6	3.6	374.2						374.2
	成長量	針	34.96	34.96		0.68	0.68	35.64						
		広	6.71	6.71		106.56	106.56	113.27						
	計	41.67		41.67		107.24	107.24	148.91				26.89	26.89	175.80
	材積	針	7.668	7.668		104	104	7.772						7.772
		広	745	745		8.707	8.707	9.452						9.452
	計	8.413		8.413		8.811	8.811	17.224						17.224
	成長量	針	99.2	99.2		1.3	1.3	100.5						100.5
		広	10.3	10.3		76.1	76.1	86.4						86.4
	計	109.5		109.5		109.5	77.4	186.9						186.9

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

2 複層林は下層木のみを対象とします。

市町村	区分	人工林				天然林				立木地				無立木地等				計
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植地	予定地	土地			
龜山市	面積	針 計	102.87 26.20	102.87 26.20	102.87 26.20	3.94 6.46	3.94 6.46	32.39 133.60	36.33 140.06	139.20 166.26								
	材積	針 計	36.085 40.402	36.085 40.402	36.085 40.402	15.9 35.7	15.9 35.7	165.99 17.443	176.39 17.800	305.46 58.202								
	成長量	針 計	56.8 458.9	56.8 458.9	56.8 458.9	2.2 3.6	2.2 3.6	5.554 11.889	5.713 12.087	41.798 16.404								
	面積	針 計	885.85 54.14	885.85 54.14	885.85 54.14	0.08 0.74	0.08 0.74	7.83 19.50	7.91 20.24	598.7 74.38								
	材積	針 計	939.99 247.640	939.99 247.640	939.99 247.640	0.82 5.2	0.82 5.2	27.33 1.945	28.15 1.997	1.005.55 261.010								
	成長量	針 計	7.257 254.897	7.257 254.897	7.257 254.897	147 11.520	147 11.520	7.404 266.417	21.0 262	2.376 4.321	2.586 4.583	9.990 271.000						
いなべ市	面積	針 計	5.095.7 5.229.2	5.095.7 5.229.2	5.095.7 5.229.2	167.6 133.5	167.6 133.5	5.263.3 1.1	1.5 1.1	42.3 134.6	43.8 6.9	5.307.1 189.0						
	材積	針 計	168.7 168.7	168.7 168.7	168.7 168.7	5.397.9 5.397.9	5.397.9 5.397.9	8.4 8.4	89.8 89.8	98.2 98.2	5.496.1 5.496.1							
	成長量	面積	針 計	67.61 70.14	67.61 70.14	67.61 70.14	67.61 70.14	2.53 21.255			67.61 70.14	2.53 3.06						
	材積	針 計	21.255 4.18	21.255 4.18	21.255 4.18	21.673 21.673	21.255 4.18				21.255 4.18							
	成長量	面積	針 計	331.0 6.7	331.0 6.7	331.0 6.7	331.0 6.7				331.0 6.7							
	材積	針 計	337.7 1.765.89	337.7 37.41	337.7 37.41	337.7 1.765.89	337.7 37.41				337.7 1.765.89							
菰野町	面積	針 計	1.620.77 145.12	1.620.77 145.12	1.620.77 145.12	1.658.18 8.24	1.658.18 8.24	55.07 65.00	59.21 75.12	1.717.39 197.75								
	材積	針 計	478.270 20.483	478.270 20.483	478.270 20.483	11.373 147	11.373 147	489.643 565	22.9 66.421	499.671 2.467.51	8.37 0.58							
	成長量	面積	針 計	8.169.2 314.1	8.169.2 314.1	8.169.2 314.1	167.6 1.1	8.336.8 315.2	3.2 12.6	75.3 675.0	78.5 687.6	8.415.3 1.002.8						
	材積	針 計	498.753 8.415.3	498.753 8.415.3	498.753 8.415.3	11.520 1.002.8	510.273 1.002.8	79.4 15.8	78.283 766.1	79.077 9.448.1	589.350 9.448.1							
	成長量	面積	針 計	8.415.3 9.448.1	8.415.3 9.448.1	8.415.3 9.448.1	8.652.0 15.8	8.652.0 15.8										
	材積	計	8.415.3 9.448.1	8.415.3 9.448.1	8.415.3 9.448.1													

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

2 複層林は下層木のみを対象とします。

(4) 制限林の種類別面積

区 分		津市	四日市市	桑名市	鈴鹿市	亀山市	いなべ市	単位：面積 ha
水源かん養保安林		600. 81	307. 24	76. 74	174. 21	327. 87	885. 97	62. 39
土砂流出防備保安林								41. 95
飛砂防備保安林								
防風保安林								
水害防備保安林								
幹害防備保安林								
防火保安林								
防雪保安林								
防霧保安林								
などれ防止保安林								
落石防止保安林								
防火保安林								
魚つき保安林								
航行目標保安林								
保健保安林								
風致保安林								
計		600. 81	307. 24	76. 74	174. 21	327. 87	927. 92	62. 39
保安施設地区								
砂防指定地		(1. 29)	(307. 24)	0. 84	(76. 74)	11. 93	(157. 72)	1. 59
特別保護地区								
第一種特別地域								
第二種特別地域								
第三種特別地域								
地種区分未定地域								
計								
特別保護地区								
第一種特別地域								
第二種特別地域								
第三種特別地域								
地種区分未定地域								
計								
國立公園								
國定公園								
地種区分未定地域								
計								
第一種特別地域								
第二種特別地域								
第三種特別地域								
地種区分未定地域								
計								
都道府県立自然公園								
自然環境保全地域								
都道府県自然環境保全地域特別地区								
鳥獣保護区特別保護地区								
緑地保全地区								
風致地区								
特別母樹林								
史跡名勝天然記念物								
種の保存法による管理地区								
その他	合計	(125. 89)	600. 81	(615. 32)	308. 08	(76. 74)	88. 67	(655. 84) 353. 62 (927. 92) 1. 069. 56 (100. 69) 75. 93

注：（ ）は、指定が重複する制限林の面積で外書。

区 分		市町村	単位：面積 ha
水源かん養保安林		合計	1,625.91
土砂流出防護保安林			851.27
飛砂防護備保育林			
防風保安林			
水害防護保育林			
漁害防護保育林			
干害防護保育林			
防雪保安林			
防霧保安林			
なだれ防止保安林			
落石防止保安林			
防火保安林			
魚つき保安林			
航行目標保安林			
保健保安林			
風致保安林			
計			2,477.18
保安施設地区		(1,819.22)	195.29
砂防指定地			
特別保護地区			
第一種特別地域			
第二種特別地域			
第三種特別地域			
地種区分未定地域			
計			(73.45)
特別保護地区			
第一種特別地域			
第二種特別地域			
第三種特別地域			
地種区分未定地域			
計			(810.52)
都道府県立自然公園			
第一種特別地域			
第二種特別地域			
第三種特別地域			
地種区分未定地域			
計			(1,016.70)
都道府県立自然公園			
第一種特別地域			
第二種特別地域			
第三種特別地域			
地種区分未定地域			
計			
原生自然環境保全地域			
自然環境保全地域特別地区			
都道府県自然環境保全地域或特別地区			
鳥獣保護区特別保護地区			
緑地保全地区			
風致地区			
特別母樹林			
史跡名勝天然記念物			
種の保存法による管理地区			
その他		合計	(2,835.92) 2,672.47

注：（ ）は、指定が重複する制限林の面積で外書。

(5) 樹種別材積表

単位：材積 m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	アカマツ	クロマツ	モミ	ツガ類
総数	192,506	294,012	8,917	3,742	241	253
人工林	191,840	291,778	2,676	3,314	35	—
天然林	666	2,234	6,241	428	206	253

樹種 林種	ブナ	クリ	カシ類	クヌギ	ナラ類	カンバ類
総数	704	233	205	16	4,264	1,787
人工林	—	7	—	16	21	—
天然林	704	226	205	—	4,243	1,787

樹種 林種	カエデ類	その他 広葉樹	計
総数	1,064	81,406	589,350
人工林	21	20,565	510,273
天然林	1,043	60,841	79,077

(6) 荒廃地等の面積

単位：面積 ha

区分	荒廃地	荒廃危険地
総数	7.05	1.73
市町村別内訳	津市	0.79
	四日市市	1.41
	鈴鹿市	2.20
	亀山市	2.09
	いなべ市	0.39
	菰野町	0.17

(7) 森林の被害

単位：面積 ha

種類		シカ		
年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
総数		—	—	7.31
市町村別内訳	いなべ市	—	—	7.31

(8) 防火線等の整備状況

該当ありません。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

単位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市町別		組合名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員所有森林面積
森 林 組 合	津 市	中勢森林組合	3,167	54	99,270	29,161
	鈴鹿市	鈴鹿森林組合	1,598	4	48,538	8,056
	亀山市					
	いなべ市	石榑森林組合	801	1	81	1 123
生 産 森 林 組 合	津 市	南長野	67	—	7,370	63
		桂 畑	48	—	6,160	93
		長野地区	121	—	7,589	40
	鈴鹿市	庄 内	579	1	457	154
		小岐須	112	—	1,120	646
	亀 山 市	両尾安坂山	442	—	884	55
		池 山	—	—	—	—
	いなべ市	川 原	136	—	26,840	290
		小原一色	—	—	—	—
		白瀬	—	—	—	—
		十 社	—	—	—	—
		東貝野	110	—	130	54
		瀬 木	33	—	33	9
		阿下喜	531	1	499	73
		山 鄉	485	—	8,790	117
		七 大 字	801	1	8,090	853
		石榑四大字	—	—	—	—
		南中津原	95	—	4,750	172
		西貝野	40	—	6,000	68
		下 平	82	—	6,960	6
		美鹿山	566	—	3,466	20
	菰 野 町	釈迦第一	128	1	7,744	88
		釈迦第二	183	1	14,731	237
		釈迦第三	379	1	8,246	69
		菰 野	648	2	194,400	1,215

注：1 三重県森林・林業経営課資料によります。

2 森林組合の組合員数は準組合員を含みます。

3 数値は令和2年3月末現在のものです。

(2) 林業事業体等の現況

単位：経営体数 経営体、面積 ha、生産量 m³、事業体数 事業体

区分	林業経営体			認定林業事業体数
	林業経営体数	保有山林面積	素材生産量	
総 数	328	15,618	23,080	13
市町村別内訳	津 市	231	7,192	23,080
	四日市市	10	51	—
	桑名市	5	2,708	—
	鈴鹿市	8	1,342	—
	亀山市	41	720	2
	いなべ市	27	1,895	1
	木曽岬町	—	—	—
	東員町	—	—	—
	菰野町	5	1,710	1
	朝日町	1	—	—
	川越町	—	—	—

注：1 三重県森林・林業経営課資料によります。

2 林業経営体は、2015年農林業センサスの三重県結果概要によります。

3 認定林業事業体数は、令和2年10月末現在のものです。

(3) 林業労働力の概況

単位：人

区分	北伊勢森林計画区	三 重 県
昭和60年	782	3,547
平成2年	483	2,718
平成7年	394	2,338
平成12年	351	1,672
平成17年	214	1,047
平成22年	254	1,255
平成27年	225	1,016

注：三重県森林・林業統計書（三重県林業統計書）によります。

(4) 林業機械化の概況

区分	形式	単位	北伊勢 森林 計画区	三重県	
集材機	小型 (~10ps)	台	70	168	
	大型 (10ps~)	台	16	110	
軽架線	モノケーブル (单線循環)	台	14	92	
クレーン	運材機能なし	ホイールクレーン等	台	2	18
	運材機能あり	クレーン付きトラック	台	26	78
グッパル クレーン	運材機能なし	グラップルローダ	台	24	96
	運材機能あり	グラップル付きトラック	台	—	12
林内作業車	運材車	台	24	146	
自走式搬器		台	6	51	
チエントソー		台	2,650	4,911	
刈払機		台	3,102	4,552	
動力枝打機	自動木登り式	台	81	204	
	上記以外のもの	台	2	4	
タワーヤード	元柱を具備した自走式機械	台	1	12	
スイングヤード	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する集材機械	台	5	23	
スキッタ	牽引式集材専用のトラクタ	台	—	6	
ハーベスター	伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	台	5	15	
プロセッサ	枝払い・玉切りする自走式機械	台	5	21	
フォワード	積載式集材専用車両	台	9	47	
その他の高性能林業機械		台	2	6	

注：1 三重県森林・林業経営課資料によります。

2 数値は令和2年3月末現在のものです。

(5) 作業路網等の整備の概況

ア 国有林の現況

単位：m

区分		林道延長	林業専用道延長	作業道延長	計
総数		43,061	4,699	82	47,842
市町村別内訳	津市	4,131	—	—	4,131
	いなべ市	38,930	4,699	82	43,711

注：作業道には森林作業道は含みません。（令和2年3月31日現在）

イ 民有林の現況

単位：延長 km

区分	路線数	延長
基幹路網	244	347
うち林業専用道	—	—

注：令和2年度樹立北伊勢地域森林計画によります。

ウ 国有林と関係のある民有林林道の開設計画

該当ありません。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 千m³、実行歩合 %

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総量	主伐	間伐	総量	主伐	間伐	総量
総数	19	55	(3) 73	18	70	(2) 88	95	127	(67) 121
針葉樹	19	55	73	18	70	88	95	127	121
広葉樹	0	—	0	0	—	0	—	—	—

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成28～31年度実績と令和2年度見込量の合計です。

3 四捨五入により総数と内訳の計が一致しないことがあります。

4 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

(2) 間伐面積

単位：面積 ha、実行歩合 %

計画	実行	実行歩合
551	481	87

注：(1)の注1、2と同じです。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位：面積 ha、実行歩合 %

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
101	28	28	101	28	28	—	—	—

注：(1)の注1～3と同じです。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位：延長 km、実行歩合 %

種類	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	2.3	2.4	104	3	9	300
うち林業専用道	2.3	2.4	104	—	1	皆増

注：1 (1)の注1、2と同じです。

2 基幹路網とは、林道及び林業専用道を指します。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

該当ありません。

イ 保安施設地区の指定

該当ありません。

ウ 治山事業の数量

単位：保全施設 地区、保安林の整備 ha、実行歩合 %

種類	計画	実行	実行歩合
保全施設	3	0	0
保安林の整備	54	87	161

注：(1)の注1、2に同じです。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位：面積 ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	その他	合計
—	—	—	—	0.15	0.15

(2) 森林以外より森林への異動

単位：面積 ha

原野	農用地	その他	合計
—	—	0.22	0.22

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位：面積 ha、材積 千m³、延長 km

分 期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	(3) 71	87	46	34	37	33	38	41
		針葉樹	71	85	46	34	37	33	38	41
		広葉樹	—	2	—	—	—	—	—	—
	主 伐	総 数	33	19	31	22	28	23	22	23
		針葉樹	33	17	31	22	28	23	22	23
		広葉樹	—	2	—	—	—	—	—	—
	間 伐	総 数	37	69	15	12	9	10	16	18
		針葉樹	37	69	15	12	9	10	16	18
		広葉樹	—	—	—	—	—	—	—	—
造林 面積	総 数	107	128	37	110	98	112	114	114	114
	人工造林	107	78	27	80	78	82	84	84	84
	天然更新	1	50	10	30	20	30	30	30	30
林道開設延長			1.5	—						

注：1 ()は外書で、地域管理經營計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

2 四捨五入により総数と内訳の計が一致しないことがあります。

(2) 分期別期首資源表

区分		面					
		総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級
第Ⅰ分期	総 数	2,468	62	15	77	185	278
	人工林	1,803	62	15	74	176	272
	育成单層林	1,766	31	12	71	176	272
	育成複層林	37	31	3	3		
	天然林	665			3	9	6
	育成单層林	12				1	1
	育成複層林						
	天然生林	652			3	8	5
	総 数	2,467	157	17	36	145	211
第Ⅱ分期	人工林	1,801	156	17	36	134	210
	育成单層林	1,715	76	14	36	131	210
	育成複層林	86	80	3		3	
	天然林	666	1			11	1
	育成单層林	12					1
	育成複層林						
	天然生林	653	1			11	
	総 数	2,469	186	62	15	77	185
	人工林	1,803	185	62	15	74	176
第Ⅲ分期	育成单層林	1,678	97	31	12	71	176
	育成複層林	125	88	31	3	3	
	天然林	666	1			3	9
	育成单層林	12					1
	育成複層林						
	天然生林	653	1			3	8
	総 数	2,388	105	157	17	36	145
	人工林	1,722	105	156	17	36	134
	育成单層林	1,577	46	76	14	36	131
第Ⅳ分期	育成複層林	145	59	80	3		3
	天然林	666		1			11
	育成单層林	12					
	育成複層林						
	天然生林	653		1			11
	総 数	2,384	107	186	62	15	77
	人工林	1,718	107	185	62	15	74
	育成单層林	1,508	22	97	31	12	71
	育成複層林	210	85	88	31	3	
第Ⅴ分期	天然林	666		1			3
	育成单層林	12					
	育成複層林						
	天然生林	653		1			3
	総 数	2,358	158	105	157	17	36
	人工林	1,692	158	105	156	17	36
	育成单層林	1,417	28	46	76	14	36
	育成複層林	275	130	59	80	3	
	天然林	666			1		
第Ⅵ分期	育成单層林	12					
	育成複層林						
	天然生林	653			1		
	総 数	2,356	160	107	186	62	15
	人工林	1,690	160	107	185	62	15
	育成单層林	1,350	30	22	97	31	12
	育成複層林	340	130	85	88	31	
	天然林	666			1		
	育成单層林	12					
第Ⅶ分期	育成複層林						
	天然生林	653			1		
	総 数	2,356	166	158	105	157	17
	人工林	1,690	166	158	105	156	17
	育成单層林	1,285	36	28	46	76	14
	育成複層林	405	130	130	59	80	3
	天然林	666				1	
	育成单層林	12					
	育成複層林						
第Ⅷ分期	天然生林	653				1	
	総 数	2,356	168	160	107	186	62
	人工林	1,690	168	160	107	185	62
	育成单層林	1,223	38	30	22	97	31
	育成複層林	467	130	130	85	88	31
	天然林	666				1	
	育成单層林	12					
	育成複層林						
	天然生林	653				1	
第Ⅸ分期	総 数	2,356	168	160	107	186	62
	人工林	1,690	168	160	107	185	62
	育成单層林	1,223	38	30	22	97	31
	育成複層林	467	130	130	85	88	31
	天然林	666				1	
	育成单層林	12					
	育成複層林						
	天然生林	653				1	

注：1 表中「*」は、育成複層林の上木の齢級配置を表します。

2 四捨五入により総数と内訳は合わないことがあります。

単位：面積 ha、材積 千m³

積						材 積
11・12齡級	13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上	
683	733	119	140	148	30	589
659	498	16	12		21	510
659	498	16	12		21	498
*	*		*		*	12
24	235	103	128	148	9	79
3	4		3			1
21	231	103	125	148	9	78
435	844	228	150	161	85	580
421	692	97	11	8	21	494
421	692	97	11	8	21	474
*	*	*	*	*	*	20
14	152	131	139	153	64	86
1	7			3		3
13	145	131	139	150	64	83
278	612	639	106	133	178	590
272	588	404	3	5	21	501
272	588	404	3	5	21	472
*	*	*	*	*	*	29
6	24	235	103	128	157	89
1	3	4		3		3
5	21	231	103	125	157	86
211	424	724	189	143	239	589
210	410	572	58	4	22	498
210	410	572	58	4	22	462
*	*	*	*	*	*	36
1	14	152	131	139	217	91
1	1	7			3	3
13	145	131	139	214		88
185	278	523	539	105	309	595
176	272	499	304	2	24	501
176	272	499	304	2	24	447
*	*	*	*	*	*	54
9	6	24	235	103	285	94
1	1	3	4		3	3
8	5	21	231	103	282	91
145	208	404	587	162	381	595
134	207	390	435	31	25	499
131	207	390	435	31	25	426
3	*	*	*	*	*	73
11	1	14	152	131	356	96
	1	1	7		3	3
11		13	145	131	353	93
77	185	275	368	509	414	599
74	176	269	344	274	26	501
71	176	269	344	274	26	408
3		*	*	*	*	93
3	9	6	24	235	388	98
	1	1	3	4	3	3
3	8	5	21	231	385	95
36	145	208	290	542	534	602
36	134	207	276	390	47	501
36	131	207	276	390	47	386
3		*	*	*	*	115
11	1	14	152	487		101
	1	1	7	3		3
11		13	145	484		98
15	74	185	241	275	885	606
15	71	176	235	251	262	504
12	71	176	235	251	262	368
3	*		*	*	*	136
	3	9	6	24	623	102
		1	1	3	7	2
	3	8	5	21	616	100